

女性学長が語る大学の未来―男女共同参画の視点から（2019. 11. 17）

ジェンダー平等への法政大学の取り組み

法政大学総長 田中優子

法政大学のジェンダー・ギャップ

・2019 年度の女性教員割合 22%

・2013 年度→2018 年度の女性職員割合

専任職員 400 名のなかで女性は 157 名。その割合は 39.9%→

専任職員 420 名のなかで女性は 172 名。その割合は 41%

女性の割合は 5 年のあいだに増えているが、嘱託職員の割合は圧倒的に女性が多い。

・嘱託職員 女性 187 名 男性 11 名 嘱託職員は 94%が女性

・管理職 2018 年度

課長 男性 48 名 女性 11 名→ ほぼ 5 対 1

部長 男性 11 名 女性 2 名→ 5 対 1

法政大学の取り組み

2014 年 男女共同参画を推進するダイバーシティ化委員会の設置

入職から役職昇進までを見据えた人材育成方針の導入、登用制度改革

2016 年 女性が活躍できる雇用環境の整備を行うための行動計画を策定。

ダイバーシティ宣言を公表。ダイバーシティ推進委員会の設置

2017 年 管理職に求められるスキルの検討

2018 年 管理職に対するダイバーシティに関する研修の実施（「教職員の働き方改革
イクボスのすすめ」など）

ダイバーシティシンポジウム、ダイバーシティ化に対応した学生証の表示等

ダイバーシティ宣言

ダイバーシティの実現とは、社会の価値観が多様であることを認識し、自由な市民が有するそれぞれの価値観を個性として尊重することです。

人権の尊重はその第一歩です。性別、年齢、国籍、人種、民族、文化、宗教、障がい、性的少数者であることなどを理由とする差別がないことはもとより、これらの相違を個性として尊重することです。そして、これらの相違を多様性として受容し、互いの立場や生き方、感じ方、考え方に耳を傾け、理解を深め合うことです。少数者であるという理由だけで排斥あるいは差別されることなく、個性ある市民がそれぞれの望む幸福を追求する機会が保障され、誰もがいきいきと生活できる社会を実現することです。

社会とともにある大学は、創造的で革新的な次世代を社会に送り出す教育組織として、また、社会の様々な課題の解決に寄与する研究組織として、ダイバーシティを推進する役割を担っています。（後略）